

令和 7 年度四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

令和 7 年 4 月



目 次

1	総論	1
2	一般廃棄物の排出の状況	1
3	一般廃棄物の処理主体	2
4	一般廃棄物の処理計画	2
5	収集・運搬計画	4
6	ごみ処理の流れ	5
	〈別表〉	6

1 総論

(1) 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、本市域内で発生するごみの減量化及び適正処理に関して四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に沿って必要な事業を推進するため策定するものである。

(2) 計画区域

計画区域は、四條畷市全域とする。

(3) 計画期間

計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 一般廃棄物の排出の状況

本市で発生する一般廃棄物の種類と排出量の見込みは以下のとおりである。

(単位：t／年)

種類		排出量	合計
家庭系	可燃ごみ	8, 3 7 1	1 4, 3 4 3
	ペットボトル・プラスチック製 容器包装	5 2 0	
	空き缶・空きびん	3 6 0	
	粗大ごみ・不燃ごみ	5 1 6	
	拠点回収	1 1	
	集団回収	1, 3 7 3	
	事業系可燃ごみ	3, 1 9 2	

* 可燃ごみには、可燃性の廃プラ残渣を含む。

* 粗大ごみ・不燃ごみには、不燃性の廃プラ残渣を含む。

3 一般廃棄物の処理主体

一般廃棄物の収集・運搬、中間処理における処理主体は、以下のとおりである。

(1) 家庭系一般廃棄物

種 類	収集回数	収集・運搬	中間処理
可燃ごみ	2 回／週	委託業者	一部事務組合
ペットボトル・ プラスチック製容器包装	1 回／週		
空き缶・空きびん	2 回／月		
粗大ごみ・不燃ごみ	1 回／月 (申込制)	委託業者 ※不燃小物については市（直営）	
臨時ごみ	随 時 (申込制)	委託業者	
市民直接持込ごみ		—	
蛍光管・乾電池	拠点回収	市（直営）	再生処理業者
牛乳パック			
新聞・雑誌等	集団回収	—	

(2) 事業系一般廃棄物

種 類	収集・運搬	中間処理
一般廃棄物	許可業者	一部事務組合

* 許可業者については、現在許可している事業系一般廃棄物収集運搬許可業者の 3 社とする。

4 一般廃棄物の処理計画

(1) 循環型社会を形成するための人づくり

① 集団回収団体及び協議会の育成事業

集団回収団体など市民活動団体に対して、集団回収実績をもとに報奨金を交付し、活動を支援する。

② ごみ問題や循環型社会についての情報提供

市広報誌、市ホームページ、地区の回覧板などを通じ、本市におけるごみ関連情報を提供する。また、市民を対象とした出前講座等を積極的に行う。

③ 環境イベントなどでの啓発活動

環境活動に自主的に取り組んでいる団体の活動について、環境イベントの開催など、啓発の機会を増やすとともに、これらを通じ市民の出会いづくりの場としても活用する。

④ 環境教育の推進

市内の子どもたちに対し、環境教育用の教材を使つての環境意識を高める取組みを進める。

⑤ごみ処理施設等の施設見学会の実施

収集後のごみの処理過程についての関心や施設の正しい認識のために施設見学会を行う。

(2) ごみの発生抑制及び再利用への取組み

①「生ごみ3切り運動」の推進

市広報誌、市ホームページを通じて、生ごみの減量の取組みである「使い切り」、「食べ切り」、「水切り」の「生ごみ3切り運動」を推進する。

②3Rの推進

市役所や学校等から排出する紙ごみの発生抑制や再利用に努める。また、市広報誌、市ホームページを通じて不用品の有効利用を呼びかけるとともに、再使用可能な不用品の収集に努める。回収した不用品については、不燃ごみ等処理資源化施設（葎屋中継所）に一時保管し、リユースイベント（食器市・家具のリユース展・子ども用品交換会）にて希望する市民へ提供する。

③廃油（家庭用食用油）の回収

家庭から排出される使用済み食用油を回収し、再資源化を図る。

④使用済み蛍光管・乾電池の回収

市内各所に使用済みの蛍光管や乾電池の回収ボックスを設けて回収し、再資源化を図る。

⑤小型充電式電池の回収

一般社団法人 JBRC 協力のもと、不要となった小型充電式電池を回収し、再資源化を図る。

(3) 環境への負荷が少ない適正なごみ処理の取組み

①事業系ごみの排出状況調査

事業系ごみの排出状況を調査し、適正に排出するよう指導を行う。

②収集業者への適正指導

収集業者に対して、「四交クリーンセンター」（四條畷市交野市清掃施設組合）や「かざぐるま」（北河内4市リサイクル施設組合）でのごみの内容確認や収集についての現地指導を強化し、収集業者の健全な育成を図る。

(4) 基本計画推進のための取組み

①進行管理の適正な実施

実施計画を策定し、基本計画が着実に推進されているかを確認する。

②費用負担の適正化

ごみ処理経費について、適正な委託契約の金額などの調査・検討を行う。

5 収集・運搬計画

廃棄物の量

(単位：t／年)

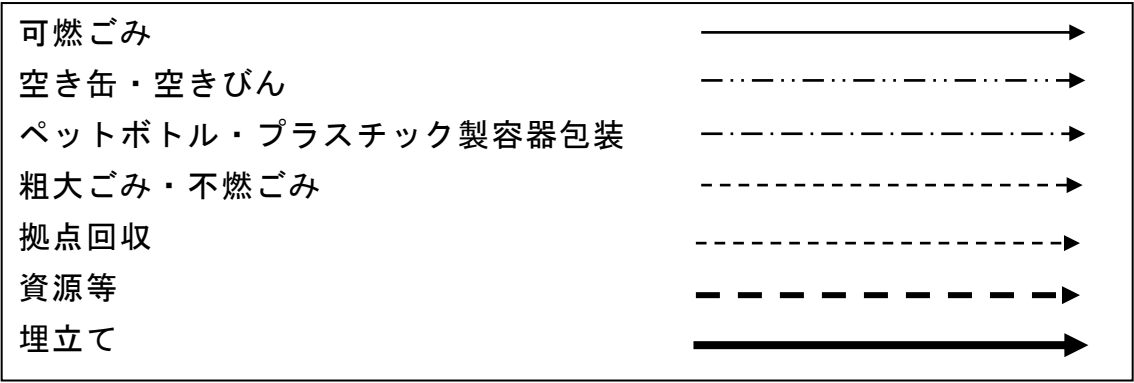
種 類		量	対象区域	小 計	合 計
家庭系	可燃ごみ	8, 3 7 1	市内全域	1 1, 1 5 1	1 4, 3 4 3
	ペットボトル・ プラスチック製容器包装	5 2 0	市内全域		
	空き缶・空きびん	3 6 0	市内全域		
	粗大ごみ・不燃ごみ	5 1 6	市内全域		
	拠点回収	1 1	市内全域		
	集団回収	1, 3 7 3	市内全域		
事業系可燃ごみ		3, 1 9 2	市内全域	3, 1 9 2	

《拠点回収の内訳》

(単位：t／年)

種類	収集量	合計
蛍光管	1	1 1
乾電池	1 0	

6 ごみ処理の流れ



《別表》

市が収集及び処理しないごみの一覧

産業廃棄物
建築廃材
自動車部品（ドア・バンパー・マフラー・ホイール・タイヤ・タイヤチェーン（金属製）・バッテリー・ルーフボックス）
単車・原動機付き自転車及びその部品
石・瓦・コンクリート・タイル・汚泥・ブロック・レンガ・土・砂
油類（自動車オイル・廃油（食用除く）・灯油・ガソリンなど）
薬品（農薬・劇薬・薬剤など）
塗料（ペンキ・ラッカーなど）
ガスボンベ（カセットボンベは除く）・空気ボンベ
注射器・注射針
消火器
ピアノ（電子ピアノ含む）・オルガン（電子オルガン含む）・エレクトーン
ボウリングの玉
耐火金庫
うす（石製・木製）
鎖（金属製）
ドラム缶
ダンベル・鉄アレイなど
水槽（ガラス製）（1辺が1 mを超えるもの） ※四交クリーンセンターへ直接持込する場合のみ処理可能
サーフィン用具（サーフボード、ウィンドサーフィンの帆など）
トレーニングマシン（事業用の大型のもの）
シャッター・フェンス
門柱・門扉
洗面台・便器・浴槽
給湯器・電気温水器など
畦シート
リヤカー
畳 ※四交クリーンセンターへ直接持込する場合のみ処理可能
オイルヒーター
エンジン付き機械類（草刈り機・芝刈り機・チェーンソーなど）
農機具（コンバイン・トラクターなどの重機）
マッサージチェア

介護用ベッド
電動車椅子
コンプレッサー
発電機
バッテリー（自動車用・電動自転車用・モバイルバッテリーなど）
家電リサイクル法対象品目 （テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン）
パソコン
携帯電話
その他上記に類するもの